

転居届に係る情報に対する 捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会への御対応について

令和 5 年 1 0 月 4 日
法務省刑事局

刑事訴訟法 197条2項及び同法 507条の法的性質 ①

●刑事訴訟法 197条2項（捜査関係事項照会）

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

●刑事訴訟法 507条（裁判執行関係事項照会）

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

▶団体

法人格の有無を問わない。
⇒郵便局は団体に該当する。

▶裁判の執行に関して必要があると認めるとき

例：自由刑やその他の裁判の執行について、その執行を受ける者の所在や資産等の調査を行うとき。

刑事訴訟法 197 条 2 項及び同法 507 条の法的性質 ②

照会に対する報告義務

刑事訴訟法 197 条 2 項及び同法 507 条に基づく照会は、照会を受けた**相手方に報告を法的に義務付けるもの**

(松尾浩也監修 条解 刑事訴訟法 (第5版) 410 頁及び1316 頁)

(令和元年5月15日 衆議院法務委員会における政府参考人答弁)

守秘義務と回答との関係

法的義務に基づくものであるので、照会に回答しても、国家公務員法、地方公務員法等の定める**守秘義務に違反しない**

(松尾浩也監修 条解 刑事訴訟法 (第5版) 410 頁及び1316 頁)

検察庁からの照会に対する郵便局における回答状況

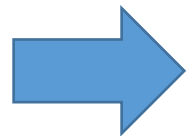
現 状

- 転居届に係る情報（転居先住所等）を対象とした

刑事訴訟法 197 条 2 項に基づく検察庁からの捜査関係事項照会

- 転居届に係る情報（転居先住所等）を対象とした

刑事訴訟法 507 条に基づく検察庁からの裁判執行関係事項照会



郵便法 8 条に該当するため回答できない旨の回答

転居届に係る裁判例及び裁判後に改められた郵便分野ガイドライン解説

●平成28年10月18日最高裁判決

「転居届に係る情報は、**信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当する。」**

●平成29年6月30日名古屋高裁判決（上記最高裁判決の差戻審）

郵便法8条2項が弁護士法第23条の2第2項に基づく照会の報告義務に優越するか否かについては「…**照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。」**



上記両判決後に改められた郵便分野ガイドライン解説

- ▶ 転居届に係る情報は「**信書の秘密**」ではなく、「**郵便物に関して知り得た秘密**」に**該当する**と改正。
- ▶ 郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、**それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能。**
- ▶ 第三者提供が可能と考えられる事例に**弁護士法23条の2に基づく照会等**が追記。

●被疑者等が所在不明となることによる損害

被疑者、被告人及び裁判の執行を受ける者が逃亡するなどして所在不明となることがある。

捜査

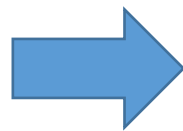
被疑者の取調べが不可

裁判手続

公判を開くことが不可

裁判執行

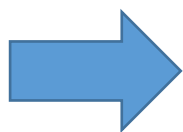
裁判の執行が不可



刑罰権の適正な行使が不能

●転居届に係る情報の必要性

所在不明となった被疑者等は、住民票に登録された住居地以外の場所に居住しているところ、郵便物の転送先を居住地として届け出ていれば、**居住地が判明**する可能性がある。



被疑者等の居住地が判明すると、捜査や公訴の提起、裁判の執行が可能となり

刑罰権の適正な行使が可能となる

弁護士法 23 条の 2 に基づく 弁護士会照会 との 比較

郵便局データ活用アドバイザーボード
第 4 回(R5.10.4)資料 4-2

●趣旨

▶ 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対し第三者提供可能とされた理由

弁護士会照会制度

弁護士が受任事件について必要な事項や証拠の発見収集をし、事実に基づいて事件が適切に解決されることを目的としており、我が国の司法制度を維持するもので、公益を図る制度
(郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書 2022 年 7 月 総務省)

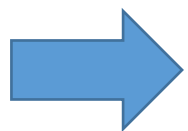
捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会

- ・刑事事件の捜査における証拠の収集等
 - ・自由刑、財産刑その他の裁判の執行のため、裁判の執行を受ける者の所在・資産の調査等
- ⇒ 事件の真相究明及び裁判の執行を担保する極めて公益性の高い制度

●守秘義務について

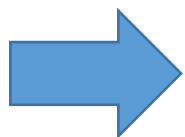
弁護士⇒職務上知り得た秘密を漏らしても刑事罰によって罰せられない（罰則なし）

検察官・検察事務官⇒職務上知り得た秘密を漏らした場合、1 年以下の懲役又は罰金 50 万円以下の対象となる
(国家公務員法 109 条、同法 100 条)



捜査関係事項照会等は弁護士会照会と公益を図るという点で**制度趣旨は共通**
情報を取り扱う検察官等には法律上**守秘義務（罰則付き）**が課せられている

- ▶ 刑事訴訟法 197 条 2 項及び同法 507 条の法的性質
照会に対する報告義務があり
回答しても守秘義務に違反しない
- ▶ 捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会の対象となる者
犯罪の捜査又は裁判の執行の対象
- ▶ 転居届に係る情報の必要性
刑罰権の適正な行使のために必要な情報
- ▶ 弁護士会照会との比較
捜査関係事項照会及び裁判執行関係事項照会は弁護士会照会と類似
情報を取り扱う検察官等には、法律上に罰則付きの守秘義務がある



第三者提供は可能である